

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る
郵便番号 600-8652

援助が必要な方のための 「ヘルプマーク」普及に取り組みます！

京都銀行（頭取 土井 伸宏）では、京都府が4月から導入する「ヘルプマーク」の普及に協力しますのでお知らせいたします。

「ヘルプマーク」は、難病や妊娠初期の方など外見からは分からなくても援助を必要としている方が、配慮や手助けを必要としていることを周囲の人に知らせ、援助を得やすくするマークです。

「ヘルプマーク」が普及し効果を上げられるように、当行は京都府内の店舗に普及啓発ポスターを掲示するなど京都府の周知活動に協力いたします。また、「ヘルプマーク」を付けたお客様が来店された際には、安心して金融サービスをご利用いただけるよう、必要に応じて声をお掛けするなど適切な対応に努めます。

当行では、今後も地域社会と連携・協力して、お客様から常に選ばれ信頼される銀行を目指してまいります。

記

1. 「ヘルプマーク」について

京都府が平成28年4月から導入する「ヘルプマーク」は、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう作成されたマークです。



<ヘルプマーク>

2. 当行の取り組みについて

- 「ヘルプマーク」を周知するため、平成28年4月1日（金）から、京都府内の店舗において店頭で京都府の普及啓発ポスターを掲示するとともに、ロビーや窓口にチラシを備え置きます。
- 「ヘルプマーク」を付けた方が来店された場合は、ロビーやATMコーナーの様子を見ながら、援助などが必要ではないか配慮し、必要に応じて声をお掛けするなど、適切に対応ができるよう努めます。

<ご参考>

障がいをお持ちのお客様、ご高齢のお客様等に配慮した当行の取り組みについて

1	「視覚障がい者対応 ATM」の設置	ATM付属のハンドセットから流れる音声ガイダンスに従い、ハンドセットにあるテンキーを操作することにより、視覚に障がいをお持ちのお客様でもご利用いただけるATMで、「入金」「出金」「残高照会」「通帳記入」が可能。
2	「点字ブロック」の敷設	視覚に障がいをお持ちのお客様を安全に誘導するための「点字ブロック」を店舗入口や店舗内に敷設。
3	「行員代筆」の取扱	入出金や振込等のお取引において、申込書等への自署、ご記入が困難なお客様の場合、行員による代筆を実施。
4	「行員代読」の取扱	視覚等に障がいをお持ちのお客様に対して、行員による申込内容等の代読を実施。
5	「京銀点字通知サービス」の実施	視覚に障がいをお持ちのお客様に対して、ご希望により「新規礼状」「残高通知」「取引明細通知」「満期案内」を点字で作成し、通知するサービスを実施。
6	窓口での振込手数料の引下げ	ATMのご利用が困難なお客様に対する窓口受付時の振込手数料を、ATMを利用した場合の手数料と同額に引き下げ。
7	「耳マーク表示板」の設置	筆談でご用件を承ることを明示する「耳マーク表示板」を全店に設置。
8	「耳マークシール」の取扱	窓口でのお呼び出しの際などにご不便をおかけしないよう、ご希望により通帳の見返し部に「耳マークシール」を貼付。
9	「筆談ボード」の配備	磁気式のメモボードで、専用のペンで字を書けワンタッチで字を消去できる「筆談ボード」を全店に配備。
10	「COMUOON」の配備	話し手の声を明瞭にすることでコミュニケーションを支援する卓上型聴こえ支援機器「COMUOON」を配備。(全店配備に向け設置中)
11	「助聴器」の常備	耳元に当てると相手の声が大きく聞こえる機能を持つ「助聴器」を全店に常備。
12	「コミュニケーションボード」の配備	聴覚に障がいをお持ちのお客様や外国人のお客様との間で希望されるお取引やお手続きについて、円滑に意思疎通を図るための「コミュニケーションボード」を全店に配備。
13	「老眼鏡セット」の常備	度数の異なる3種類の老眼鏡を全店に常備。
14	「杖ホルダー」の設置	窓口で手続きをされる際に便利な「杖ホルダー」(カウンターで杖をかける器具)を全店に設置。
15	優先駐車場の設置	車椅子をご利用の方などに優先的に駐車していただける駐車場を設置。(「京都おもしろいやり駐車場利用証制度」「滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度」「奈良県おもしろいやり駐車場制度」に参画)
16	「成年後見制度取次サービス」の実施	成年後見制度に関する相談や利用を希望されるお客様を、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートに取り次ぐサービスを実施。

以上